

警察職員の給料等の支給に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和五年十二月二十七日

徳島県人事委員会委員長 井 内 秀 典

警察職員の給料等の支給に関する規則の一部を改正する規則

第一条 警察職員の給料等の支給に関する規則（規則六 四〇）の一部を次のように改正する。

第三十条第一項第一号中「百分の百二十」を「百分の百二十五」に、「百分の二百以下」を「百分の二百十以下」に、「百分の百四十四」を「百分の百四十九」に、「百分の二百四十」を「百分の二百五十」に改め、同項第二号中「百分の百八・五」を「百分の百十三・五」に、「百分の百二十未満」を「百分の百二十五未満」に、「百分の百二十九・五」を「百分の百三十四・五」に、「百分の百四十四」を「百分の百四十九」に改め、同項第三号中「百分の九十七」を「百分の百一」に、「百分の百十七」を「百分の百二十二」に改め、同項第四号中「百分の八十八・五」を「百分の九十三・五」に、「百分の百七・五」を「百分の百十二・五」に改める。

第三十条の二第一項中「百分の四十七・五」を「百分の五十」に、「百分の五十七・五」を「百分の六十」に改める。

第二条 警察職員の給料等の支給に関する規則の一部を次のように改正する。

第二十九条第一項中「（第一号トを除く。）」を削る。

第三十条第一項第一号中「百分の百二十五」を「百分の百二十二・五」に、「百分の二百十」を「百分の二百五」に、「百分の百四十九」を「百分の百四十六・五」に、「百分の二百五十」を「百分の二百四十五」に改め、同項第二号中「百分の百十三・五」を「百分の百十一」に、「百分の百二十五」を「百分の百二十二・五」に、「百分の百三十四・五」を「百分の百三十二」に、「百分の百四十九」を「百分の百四十六・五」に改め、同項第三号中「百分の百二（）」を「百分の九十九・五（）」に、「百分の百二十二」を「百分の百十九・五」に改め、同項第四号中「百分の九十三・五」を「百分の九十一」に、「百分の百十二・五」を「百分の百十」に改める。

第三十条の二第一項中「百分の五十」を「百分の四十八・七五」に、「百分の六十」を「百分の五十八・七五」に改める。

附 則

1 第一条の規定は公布の日から、第二条の規定は令和六年四月一日から施行する。

2 第一条の規定による改正後の警察職員の給料等の支給に関する規則第三十条第一項及び第三十条の二第一項の規定は、令和五年十二月一日から適用する。